

新潟市子ども・子育て会議の構成員

子ども・子育て会議 委員（常設。本体会議出席。）

- 人数 本体会議 22名（平成25年9月現在）
- 任期 平成25年9月1日～平成28年8月31日（3年）
- 役割
 - 認定こども園，幼稚園，保育所の利用定員の設定について意見する。
 - 地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定について意見する。
 - 市が子ども・子育て支援事業計画を策定，変更の際に意見する。
 - 子ども・子育て支援に関する施策の総合的，計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議する。

子ども・子育て会議 臨時委員（新計画策定時設置。部会のみ出席。）

- 人数 幼保部会 3名，放課後児童クラブ検討部会 2名（平成25年9月現在案）
- 任期 平成25年9月1日～平成27年3月31日（1年半）
- 役割
 - 市が子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）を策定する際に意見する。
 - 子ども・子育て支援新制度の施行に際し，市が決定すべき重要な事項について検討する。
（幼保連携型認定こども園の認可基準や放課後児童クラブの設備運営基準など）
- 上記計画策定や基準条例制定までの期間を考慮するとともに，より深い議論を行うため，部会において，専門性の高い者を臨時委員として加える。

参考新潟市子ども・子育て会議条例（平成25年新潟市条例第33号）

（組織）

第2条 子ども・子育て会議は，委員25人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に，特別の事項を調査審議させるため必要があるときは，臨時委員を置くことができる。

（委員等の委嘱）

第3条 委員及び臨時委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

（1） 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）

（2） 事業主を代表する者

（3） 労働者を代表する者

（4） 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者

（5） 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（6） 前各号に掲げる者のほか，市長が適当と認める者

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は，3年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

3 臨時委員は，その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは，解嘱されるものとする。